

公益社団法人 宮城労働基準協会

古川支部会員事業場 御中

公益社団法人 宮城労働基準協会 古川支部

支部長 木田 秀隆

(公印省略)

令和6年度 安全優良職長 厚生労働大臣顕彰の候補者推薦のお願い

平素より当支部の業務運営にご理解とご支援、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記顕彰は一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長・班長等、労働者を直接指揮する者に該当する場合、顕彰し、職長等の安全管理に対する意欲を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図るため、平成10年度から実施されております。

※**職長等**とは、各作業現場の監督者であって、作業現場において労働者を直接指揮する地位にあるものであり、その職務は仕事の段取り、機械設備の保全、職場規律の維持、部下の統率、安全衛生に関する指揮、作業員の配置等、様々なケースがあります。

例えば、警備業では警備隊の隊長、一般貨物自動車運送業では営業所の技能長、社会福祉施設では介護部門の介護主任、港湾荷役作業では海運部の班長、林業では伐木集材作業現場の現場総括責任者、自動車・同付属品製造業等では製造部の工長、セメント・同製品製造業では生産課のグループリーダー、造船業では修繕課の作業長等が該当します。

貴事業場の職長におきまして、下記の顕彰基準に該当される場合は基準協会より厚生労働省へ推薦を申し上げたく、手続きをいただきますようご案内いたします。

【顕彰基準】

- ・職長教育受講修了証を所持しており、職長等としての実務経験が10年以上で、現在も当該職務に就いていること
- ・被顕彰者が、職長等として担当した現場又は部署において本年9月30日から遡って過去5年以上、休業4日以上労働災害が発生していないこと
- ・職務に必要な資格(免許・技能講習及び特別教育)を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められること
- ・安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識、技能の普及や継承に積極的に活動していること

【欠格要件】

- ・過去に厚生労働大臣表彰等を受賞したことがある
- ・被顕彰者が所属する事業場において、本年9月30日から遡って過去1年以上、休業4日以上労働災害が発生していること
- ・被顕彰者が所属する事業場において、本年9月30日から遡って過去1年以上、死亡災害等の重篤な労働災害が発生していること、また労働基準法や労働安全衛生法、じん肺法、作業環境測定法等の重大な法違反や行政処分等があること

1. 古川支部からの推薦予定数：1～2名

2. 推薦方法：会員事業場からの該当者ありの報告→当支部より厚生労働所指定書式を事業場へ送信→事業場より当支部へ送信(資格証明として写しの添付)→監督署による労働災害発生状況の審査→当支部より協会本部へ推薦→協会本部にて審査・調整→厚生労働省へ推薦

※協会全支部よりの推薦が考えられますので、優先順位より顕障対象外となる場合もあることをご了承ください

3. 報告締切日：**令和6年7月31日(水) 厳守**…該当ありの場合

4. 連絡方法：下記の mail アドレスへ mail にて報告ください

5. 顕障式典：令和7年1月上旬予定

6. その他：建設業に属する事業場からの推薦は、建設業関係団体からの推薦となるため、本依頼は対象外

(連絡先)公益社団法人 宮城労働基準協会

古川支部 事務局長 三塚 淳一

Mail : furukawa@rouki.or.jp

TEL : 0229-23-2257

FAX : 0229-23-2259

以上